

「国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」

業務委託 仕様書

1 目的

国際金融都市 OSAKA の実現に向け、大阪に進出を希望する金融系外国企業等（※）や大阪（日本）において規制のサンドボックス制度を活用して PoC（概念実証）の実施を希望する企業等を発掘し、それらの企業に対して個別アプローチを行い、大阪府・大阪市が運営する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』（以下『サポートセンター』という。）とも連携して伴走支援を行うことで、大阪への金融系外国企業等の誘致につなげる。

※金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（資産運用業、投資 助言・代理業、情報収集業務その他資産運用に関連する業務を行う事業者）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。

「等」については、ミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な業種を含むものとし、国内企業も含む。

2 履行場所

受注者が確保する事務所

3 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

4 委託上限額

22,910,000円（税込）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

5 業務内容及び企画提案を求める内容

（1）国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致業務

業務内容	①進出有望金融系外国企業等の発掘
	受託者のネットワーク等を活用した独自の調査手法により、海外から大阪への進出、及び国内からの二次進出意向のある金融系外国企業等（以下「対象企業等」という）のリストアップを行い、国及び地域、業種別に対象企業数を記載した一覧表（以下「対象企業数分布表」という）を委託者に提出する。 ア 対象企業数分布表の提出は、原則として 7 月末までに完了すること。 イ 対象企業数分布表には、個別企業名等の記載は不要であるが、委託者からの求めがあった場合は、個別企業名の確認に応じるものとする。

②進出意向等調査を伴う個別コンタクト

・提出した対象企業数分布表の内訳となる企業等に対し、下記ア～オの内容を含め、メールもしくはレター等により、サポートセンターへの相談に繋がりやすい手法をもとに、個別コンタクトを実施すること。

ア) 大阪（日本）の魅力紹介

イ) 大阪（日本）への拠点設置意向（検討意向を含む）の調査

ウ) 大阪（日本）に拠点設置する際に重要視する諸条件（税制、インセンティブ、各種手続き支援、ミドルバックオフィスなど現地での手配が必要な関連事業者等のビジネス環境に関するニーズ。また、住宅情報の提供や、ご家族の教育環境（インターナショナルスクール等）に関するニーズ等）の調査。なお、調査結果については、取りまとめ分析のうえ報告するものとする。

エ) 大阪（日本）において、規制のサンドボックス制度を活用し、PoCを実施する意向があるか。

オ) 別途実施するプロモーションイベント等の案内

・個別コンタクトの結果については、意向調査やニーズ調査部分も含めたリスト（以下「個別コンタクト済み企業リスト」という）を作成して委託者に提出すること。

③有望企業等との面談とハンズオン支援

上記②の個別コンタクトにおいて、拠点設置検討、規制のサンドボックス制度の活用等の意向が見られた企業等（以下「有望企業等」という）に対し、以下のとおり面談の手配・ハンズオン支援を実施する。

・委託者が運営するサポートセンターとの面談を手配する。面談には受託者の本業務担当者が同席し、面談終了後一週間以内に議事録を作成のうえ委託者に提出する。なお、面談にあたっては以下の点に留意すること。

ア) 有望企業等側の面談相手は、投資・経営に携わるキーパーソンであること。

イ) 委託者からの依頼により①のリストに含まれない企業等との面談をアレンジした場合も、面談手配実績に含むこと。

ウ) 面談に関しては、対面式のものとするが、新型コロナウイルスの感染懸念などが理由で困難な場合は、方法について委託者と協議すること。

・サポートセンターとの面談後においても、各種支援情報の紹介やライセンス取得や規制のサンドボックス制度の活用に係る手続きのサポートなど、引き続きサポートセンターと連携を取りながら、有望企業等に対して、大阪への進出に向けた切れ目のない支援を行うこと。

<p>企画提案を 求める事項</p>	<p>国際金融都市 OSAKA 戦略のアウトカム指標である「金融系外国企業（フィンテック含む）・投資家等の誘致数 2025 年度までに 30 社誘致（2022 年度については 10 社程度）」を実現するという観点から、以下の内容を提案すること</p> <p>①進出有望金融系外国企業等の発掘について</p> <p>ア) 事業者のノウハウ等を活かし、個別コンタクトに繋げるために必要となる企業のリストアップを行った上での、国及び地域、業種ごとの対象企業数 国及び地域、業種について、進出有望と考えた理由</p> <p>イ) 金融ビジネスや PoC などを行う上で大阪が他都市と差別化できる PR ポイント</p> <p>②進出意向等調査を伴う個別コンタクトについて</p> <p>ア) メール、レター、電話、SNS のダイレクトメッセージ等、サポートセンターへの相談に繋がりやすい手法と、上記①のセグメント、手法ごとの個別コンタクト企業数</p> <p>イ) 有望企業等として、サポートセンターとの面談の手配に至る企業数</p> <p>ウ) 個別コンタクトの際、把握すべき大阪（日本）へのニーズ項目、及び、今後の大阪府市における誘致活動のバージョンアップへの活用方法</p> <p>③有望企業等との面談とハンズオン支援について</p> <p>ア) 個別コンタクト時点では、大阪を除く国内他都市、もしくはアジア他地域への進出を検討している企業に対し、大阪への進出に向けた個別フォローの手法</p> <p>④その他</p> <p>ア) 業務を円滑に遂行できる体制、及び月次報告などを通じて進捗管理が可能なスケジュール ※契約締結後、委託者と相談の上、速やかに（概ね 1 か月以内に）開始することを想定</p>
<p>（２）業務遂行能力</p>	
<p>企画提案を 求める事項</p>	<p>本業務の実施にあたり、以下の点について示し、提案すること。</p> <p>①過去（５年以内）に類似事業の実績を有すること</p> <p>②国際金融業界に幅広いネットワークを有すること</p> <p>③国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること</p>

6 実施計画及び事業実施状況の定期報告等

(1) 実施計画の策定

ア 本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則 2 週間以内に実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。

イ 受託者は実施計画の変更をしようとするときは、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 連絡体制

委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行にあたっては速やかに処理すること。

(3) 事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、毎月 10 日までに履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について業務報告書（月次）を作成し、委託者に提出すること。

また、受託者は委託者の求めにより、必要に応じて事業実施にかかるミーティングを開催すること。

7 本事業実施にあたっての留意点

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

本事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止等を図るため、必要となる設備、消耗品等を設置し、適切に対処すること。

(2) 受託者の責務

①関係諸法令の遵守

本委託業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのないようにすること。

②公正かつ中立的な姿勢

本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

③個人情報等の取扱い

受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。

④苦情等の処理

本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

⑤損害賠償責任

受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

(3) 所有権・著作権の帰属

①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属する。

②受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) 再委託の取扱い

①委託する本業務の主要な部分について第三者に委託することを禁止する。

②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、委託者と協議するものとする。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

8 委託事業完了後、委託者へ提出するもの

(1) 提出物

①業務報告書

- ・「6（3）定期報告」で報告した内容等を踏まえ、受託業務全般の実施結果について報告すること。
- ・業務報告書（カラー紙媒体） 3部
- ・報告書のデータを格納したCD-ROM 1部

②その他、委託者が指定するもの

(2) 納入期限

令和5年3月31日

(3) 業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

住所：大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁5階

9 その他

- ・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際しては、委託者は発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- ・委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。